

市政だより



日日時 場所 内容 対象 定員
料参加料 持持参物 申申込 問問い合わせ

交通事故情報

	件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)
3月発生状況	7	0	11
累計	令和6年 17	0	22
前年対比	-5	-2	±0

令和6年3月31日現在

障がい者等への軽自動車税(種別割)減免制度(要申請)

次の要件に該当する場合は軽自動車税(種別割)を減免します。

■減免要件

○1台のみ減免

①～③のいずれかの人がAまたはBを運転する場合

①身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者本人

②障がい者と生計を一にする人

③障がい者を常時介護する人

A：障がい者本人が所有する軽自動車

B：障がい者と生計を一にする人が所有する軽自動車

※障がいの程度により減免できない場合があります。

※自動車税(種別割)の減免を受け

ている場合は減免されません。

○所有者・使用者・台数にかかわらず減免

▼構造改造(車いすの昇降装置など)を施した軽自動車

▼公益のために直接専用する軽自動車

■その他 自動車税(種別割)または軽自動車税(種別割)の減免を受けた場合は障がい者福祉タクシー券の交付を受けることができません。

自動車税(種別割)の減免については柳井県税事務所(☎2121)へ問い合わせてください。

○申請期限 5月24日(金)

申問所定の申請書を提出してください。

税務課 ☎2111 内線 131,132

サルにご注意を

サルの出没が増えています。何もしないと「人馴れしたサル」となり頻繁に出没するようになります。大きな音を立てる、クラクションを鳴らすなど、危険のない程度で追い払いましょう。



集落や自治会では、周りの人と協力して爆竹などを使って追い払いましょう。サルに「人間は怖い」と思わせ、農地などへ出没することが少なくなります。

※爆竹などは事故や火災に注意して使用してください。

問農林水産課

☎2111 内線 355

断熱リフォーム工事費の一部を補助します

居住用既存住宅の断熱性能を向上させ、冷暖房による二酸化炭素排出量の削減を図るため、断熱リフォーム工事費の一部を補助します。

○対象 次のすべての要件を満たす人

▼柳井市民であること

▼市内にある自己所有の既存住宅に居住している人、または2親等以内の親族が所有している既存住宅に居住している人

▼市税を滞納していない人

○対象工事 次のすべての要件を満たす工事

▼窓の断熱改修工事と、それに合わせて実施する屋根、天井、外壁、床の断熱改修工事

※窓の断熱改修工事は必須

▼市内に本社または本店所在地を有する法人または住所を有する個人事業者に依頼する工事

▼対象工事費が10万円以上の工事

▼補助金交付決定後に着工し、令和7年1月末までに完成する工事

※交付決定前に着工した工事は対象外

▼市が実施する他の補助等を受けていないこと



内窓のとりつけ(二重窓)

寒さや結露が気になる場合、断熱リフォームをすることで室内側の結露防止などに効果があります。

○補助金額 対象工事金額(消費税および地方消費税を除く)の20%(補助上限額50万円)

○申請期間 5月20日(月)～12月27日(金)

○申請方法 申請書に必要書類を添えて、都市計画・建築課へ提出してください(先着順。郵送・FAX・メール等不可)。申請書は市ホームページにも掲載しています。

●問い合わせ 都市計画・建築課

☎2111

内線 235～237



土砂災害特別警戒区域等に住んでいる・住宅等を所有している人へ 住宅等の移転・改修への 補助制度

■がけ地近接等危険住宅移転事業 補助制度

安全な区域へ移転する場合に市が補助をします。

①急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害特別警戒区域内で区域が指定される以前からの居住者または住宅等を所有している人

■住宅・建築物土砂災害対策改修 事業補助制度

既存の住宅を補強する場合に市が補助をします。

①土砂災害特別警戒区域内で区域が指定される以前からの居住者

○申込期限 6月28日(金)

①問詳しくは問い合わせてください。

都市計画・建築課

☎2111 内線 236,237

訪問理美容サービスの 出張経費の助成

在宅生活をする市民で、理髪店や美容院に向くことが困難な人に、出張理美容による訪問理美容サービスを行います。

①①または②に該当する人

①65歳以上の寝たきりまたは認知症の高齢者

②心身の障がいや傷病等がある人

○利用回数 年4回まで

○その他 理美容料金は利用者負担

①問申請してください。

①高齢者支援課

☎2111 内線 186

②市社会福祉課

☎2111 内線 191

はり・きゅう施術費の一部助成

①①または②に該当する人

①市国民健康保険の被保険者

②市国民健康保険の被保険者でない70歳以上の市民

○利用回数 月10回まで

○助成額 はり・きゅう術いずれか700円/回、はり・きゅう術併用800円/回

①問保険証を持参して次の場所で申請してください。助成対象の施

軽自動車税納税証明書(車検用)の送付を廃止します

軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)の運用開始により、三輪以上の軽自動車は継続検査(車検)を受ける際の納税証明書の提示が原則不要となりました。

これに伴い、口座振替や二次元バーコード決済により納付した人への納税証明書の郵送を令和6年度から廃止します。軽JNKSの対象車両ではない小型二輪(排気量250cc超)については、これまでどおり納税証明書を送付します。

※継続検査(車検)がすぐにある場合は、金融機関やコンビニ窓口でお支払いください。納税通知書兼領収書の右側が納税証明書として使用できます。

※紙の納税証明書が必要な場合は税務課または各出張所・連絡所で申請してください。

●問い合わせ 税務課 ☎2111 内線 131,132

術院は問い合わせてください。

①市民生活課

☎2111 内線 151

②高齢者支援課

☎2111 内線 186

①②各出張所・連絡所

緊急通報装置を 月額500円で設置します

緊急通報装置は、緊急時にボタンを押すと24時間いつでも緊急通報センター(市委託業者)へつながり、救急車の要請依頼や各種相談などができます。

○装置 以下のいずれかを選択可

▼固定型(固定電話が必要)

▼携帯型(敷地内のみ利用可。電波状況で設置できない場合あり)

○利用額 月額500円

①問在宅の市民で①②のいずれかに該当する設置希望者

■高齢者

①75歳以上のひとり暮らし高齢者

②65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯などで、かつ慢性疾患などがあり健康上特に注意が必要な人

※同一敷地内や隣接地に75歳未満の親族がいる人は対象外

①問高齢者支援課

☎2111 内線 186

■重度身体障がい者

①身体障害者手帳1級または2級を所持しているひとり暮らしの人

②ひとり暮らしの障がい者または障がい者のみの世帯で、日常生活に常時注意を必要とし、緊急時などに適切な措置が困難な人

①問市社会福祉課

☎2111 内線 191

5月12日は 民生委員・児童委員の日

民生委員・児童委員は「住み慣れた地域で、だれもが、安心して豊かに暮らしつづけることができるまちづくり」のため、さまざまな場面で皆さんの身近なところでボランティアとして活動しています。また地域の身近な相談相手として、行政や専門機関とのつなぎ役を担っています。

①問市社会福祉課

☎2111 内線 184



市民相談

行政・市民相談

①目5月8日(水) 13:30～16:00
/受付 15:30 まで

①場市役所3階大会議室

①内行政相談：行政相談委員による行政への苦情や要望の相談
市民相談：行政書士会岩国支部柳井地区会員による官公署
手続、書類作成等の相談

①問市民生活課

☎2111 内線 161



国民年金 こんなときには、こんな手続きを

●問い合わせ 市民生活課 ☎② 2111 内線 169

■就職や退職、結婚や離婚などで年金の種別が変わったとき

年金の種別	こんなとき	届出先
第1号被保険者 学生、自営業者、農 林漁業者、無職の人	就職して厚生年金や共済に加入した	勤務先
	結婚や収入減少等で配偶者に扶養されるようになった	配偶者の勤務先
第2号被保険者 会社員、公務員など	退職した	市役所
	退職の翌日に就職した	勤務先
第3号被保険者 会社員や公務員の 配偶者に扶養されて いる人	退職して配偶者に扶養されるようになった	配偶者の勤務先
	収入増加や離婚等で配偶者の扶養から外れた	市役所
	配偶者が退職または65歳になった	市役所
	就職して厚生年金や共済に加入した	勤務先
	配偶者が転職した	配偶者の勤務先

■20歳になったとき／手続きは20歳誕生日の前日から

区 分	届出先
学生、自営業者、農林漁業者、無職などの人	手続き不要（後日年金機構から基礎年金番号通知書と納付書が届きます）
厚生年金、共済加入中の人（会社員や公務員など）	手続き不要
会社員や公務員の配偶者に扶養されている人	配偶者の勤務先

○市役所での手続きに必要なもの

- ①基礎年金番号の分かるもの（年金手帳・基礎年金番号通知書等）、
- ②マイナンバーカードまたは本人確認書類、③退職や配偶者の扶養から外れるときはその日付を確認できる書類（資格喪失確認書等）

岩国年金事務所による年金相談（要予約）

- 日①5月9日（木）、②23日（木）／
10:00～12:00、13:00～16:00
- 場①市役所3階大会議室
②市役所4階401会議室
- 申問6月13日（木）、27日（木）の年金

相談の予約は5月1日（水）8:30から受け付けます（先着順）。定員になり次第締め切するため、早めに申し込んでください。予約の際には基礎年金番号を確認します。
岩国年金事務所お客様相談室
☎0827②2222

弁護士による無料法律相談（要予約・市民対象）

- 日5月8日（水）9:30～12:00
- 場市役所3階大会議室
- 定8人（定員になり次第締切）
- 申問5月1日（水）8:30から電話で受け付けます（先着順）。
市民生活課 ☎②2111 内線161

行政相談

- 日5月8日（水）13:30～16:00
／受付15:30まで
- 場ふれあいタウン大畠
- 内行政相談委員による行政への苦情や要望の相談
- 問大畠出張所 ☎④2211

弁護士による福祉無料法律相談／高齢者・障がい者優先（要予約・市民対象）

- 日5月15日（水）13:30～16:00
- 場市総合福祉センター2階会議室
- 内遺産分割、債務不存在確認、成年後見申立などの初期相談
- 定5人（先着順）
- 相談時間 30分以内
- 申問市社会福祉協議会 ☎②3800

講座・教室

しらかべ学遊館 放課後子ども教室（無料・要申込）

■チャレンジし隊

「めざせ！藤井聡太」

- 日5月11日（土）13:30～15:30
- 場市理科研修所（柳井小学校内）
- 内将棋の基本を学び楽しむ。
- 定小学生20人程度（先着順）
- 持お茶（水分補給用）
- 申込期限 5月2日（木）
- 申問しらかべ学遊館
☎②4518



初心者弓道教室 (要申込)

日 5月21日(火)～7月19日(金)の毎
週(火)(金)／ 19:30～21:00

場 市弓道場

内 射法八節(弓を引く時の基本動作)

対 市内または周防大島町に在住ま
たは勤務している人

定 5人程度(先着順)

料 2,000円

○服装 白足袋(靴下も可)、Tシャ
ツ、ジャージなど(ジーンズ不可)

○申込期限 5月2日(木)

申 問 市弓道連盟事務局

☎ 090-7778-6545 (藤井)



下水溝清掃にご協力を



◆自治会の皆さんにお願いすること

▼泥土掘上作業、泥土回収場所(車両が通る道路)までの運搬作業、収集車
への泥土積込作業(午前中に終わるように計画してください)、収集車の
泥土回収場所への誘導をお願いします。

▼下水溝を消毒するときは、使用者が直接医薬品販売店で購入して薬剤師・販
売業者から説明を受け、購入者自らが散布してください。誤飲事故を防止す
るため、ペットボトルなどに小分けしての配布は絶対にしないでください。

▼家庭ごみ(粗大ごみ、庭木・草等)などの下水溝清掃以外のものは出さな
いください。

▼作業中はけがをしないように互いに気を配り、身体的距離を空け、無理
をせず安全に十分注意してください。

◆実施日(雨天決行)

■柳井・伊保庄・余田地区

○5月12日(日) 白濁東一・白濁東二・白濁西下・白濁西二・江の浦・宮本東・
宮本西・宮野・大屋・大屋東・千才・野地・琴風・琴風団地・片野東・片
野西・北中開作・姫田・今市・新町・上田・東後地・西後地・尾の上・和田・
サントピア・国清・迫田・下馬皿・中馬皿・土手・北浜・亀岡・金屋・古市・
中野・愛宕・洲崎・小野下後・神出・小木尾上・小木尾中・小木尾下・上浜・
伊保庄みどり・高須住宅・旭ヶ丘

○5月26日(日) 南中開作・東土手・新天地・山根・山根西・忠信・広瀬・
一丁田団地・北町・新市六・新市中・新市三・天神二・天神北・天神南・
南浜・東大才・中大才・西大才・みずほ・柳町・スイートレジデンス柳井
駅前・東樋の上・西樋の上・中塚・箕越東・コープ柳井・箕越南・ヴィー
クス柳井駅南・グラン・シエロ柳井駅南・グランビュー南町・瀬戸側・土
穂石・西土穂石・東向地・西向地・西高須・西田布路木・余田平尾

●問い合わせ 市民生活課 ☎② 2111 内線 165

■大島地区

○5月19日(日)

▼神代地区 中筋・西本谷・東浜・西浜・宮岬団地・瀬戸・東瀬戸住宅・石神・
串の下

▼大島地区 住吉・天神・本町

▼遠崎地区 天王・東村・蛭子町・遠崎本町・御旅・西里・杉の木・宮の下

●問い合わせ 大島出張所 ☎④ 2211

■新庄地区

○5月19日(日) 宮の下東・宮の下西・中富尾・深田・浜の内・幸南・幸ヶ丘・
苗代地・上苗代地・上大祖・下大祖北・下大祖中・下大祖南・築山・宝泉・下
沖原・沖原・樋の口・向陽・中村・山の口・新生・築出東・築出西・築出北

●問い合わせ 新庄出張所 ☎② 0069

中央公民館教室(要申込)

■小学生生活講座Ⅰ どらやき・ ミルクゼリーをつくろう

日 5月18日(土) 10:00～12:00

場 市文化福祉会館1階調理実習室

○講師 柳井友の会の皆さん

定 小学生15人(先着順)

料 300円(保険料含む)

持 エプロン、三角巾、マスク、お茶

○申込期限 5月10日(金)

申 問 生涯学習・スポーツ推進課

☎② 2111 内線 332

催 し

大島図書館おはなしの会 (無料・申込不要)

◆おまつりかみしばい (幼児・児童向け)

日 5月11日(土) 10:30～14:30

場 大島総合センター1階(ふれあ
いうずしおまつり会場の一画)

内 読み語りボランティア「たまた
まこ」などによる紙芝居、絵本
の読み語り、簡単な工作など

問 大島図書館 ☎④ 2226

お
知
ら
せ

市
民
相
談

講
座
・
教
室

催
し

募
集



外出先で車が故障！ ネットで見つけたロードサービスに注意！

車に乗っているとバッテリーが上がる、タイヤがパンクするなど、思わぬ事故や故障が発生することがあります。その際加入している任意保険などのロードサービスを利用する人が多いと思いますが、連休中や気象状況により、コールセンターに電話がつながりにくいことがあります。

そうした時、インターネットで検索したロードサービス業者に依頼したところ、説明にない高額な請求を受けたというトラブルが増えています。電話がつながりにくい場合でも、何度か時間を変えて契約している保険会社などへ連絡しましょう。

●問い合わせ

柳井地区広域消費生活センター
(商工観光課内)

☎② 2125



▲LINE



▲メール

所(南町 3-8-4)、サンビームや
ない(5月8日(水)のみ)

※入場には整理券が必要です。

○主催 柳井ライオンズクラブ

問 柳井ライオンズクラブ

☎② 3434

自衛隊柳井地域事務所

☎② 8199

危機管理課

☎② 2111 内線 492



募 集

新庄の長溝をたどる(要申込)

日 5月18日(土) 10:00～17:00

場 柳井駅集合・解散 ※雨天中止

○行程 柳井駅→果子乃季前バス
停→黒杭川ダム→長溝→やまぐ
ちフラワーランド→長溝公園→
岩政次郎右衛門奥都城→柳井駅
(約8km)

定 20人(先着順)

／最少催行人数 10人

料 1,200円(弁当代、保険料込)
／別途バス代 300円、やまぐち
フラワーランド入園料が必要

○申込期限 5月11日(土)

申問 柳井市観光協会 ☎③ 3655



やない西蔵

ギャラリー展示情報(入場無料)

開館 9:00～17:00 / (水)休館

■第54回春分の日少年席上読書大
会作品展(公募)

日 4月24日(水)～5月13日(月)

○主催 柳井日日新聞社

問 やない西蔵

☎③ 2490



第29回市民と音楽のつどい (入場無料)

青少年健全育成基金チャリティー
として、「海上自衛隊呉音楽隊」を迎
えての演奏会を開催します。

日 5月18日(土)

開場 13:00 / 開演 14:00

場 サンビームやない

○整理券配布(先着順)

5月8日(水) 10:00～

▼配布場所 自衛隊柳井地域事務

介護職員初任者研修受講者

この研修では介護の基礎知識や介
護技術を学ぶことができます。修
了後は修了証明書が交付され、介
護の現場やサービス関連職種など
幅広い活躍ができます。

○受講期間

5月29日(水)～9月11日(水)

(全13日・(水)開催)

／9:00～17:00

場 市文化福祉会館 1階会議室

料 44,000円(テキスト代など)

○申込期限 5月22日(水)

申問 講座の申込などは実施事業者
に問い合わせてください。

▼サンキ・ウエルビー(株)

☎ 082-270-2266 (人事課)

▼高齢者支援課

☎② 2111 内線 159



統計調査員の登録希望者

各種統計調査で対象世帯や事業所に内容を説明し、調査票の回収・点検などを行います。調査期間は2～3カ月程度です。

●原則、20歳以上の人／熱意を持って従事する人／心身ともに健康な人／調査により知り得た秘密を守れる人(書類審査あり)

○報酬 調査終了後、報酬支払いあり(金額は調査によって異なる)。

○今年度実施予定の調査 全国家計構造調査、農林業センサス

●問政策企画課備付の申込書で申し込んでください(随時申込可)。

政策企画課 ☎2111 内線 472

2024 無事故・無違反コンテスト 150 参加者

150日間無事故・無違反をめざすコンテストです。

●7月4日(木)～11月30日(土)

○コース別・参加人数 ▼5人コース／▼3人コース／▼2人コース
※年齢は4月1日現在

●料1人670円(運転記録証明書申請手数料)。

○副賞等 無事故・無違反を達成したチームの中から抽選で商品券などを贈呈

○申込期限 6月30日(日)

●問柳井警察署 ☎23 0110

危機管理課 ☎2111 内線 492

県民生活課 ☎083-933-2619

独歩記念事業 柳井市短詩型文学祭作品

○応募部門・規定 応募作品は創作未発表の作品に限る。

▼短歌部門



暮らし応援！やない～ね！買物券をまだ受け取っていない人へ 買物券受け取り方法のお知らせ

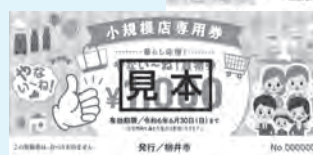
2月1日時点で市に住民登録がある人を対象に、第2弾やない暮らし応援買物券として「暮らし応援！やない～ね！買物券」を先月ゆうパックで配布しましたが、まだ受け取っていない人の買物券は市役所で保管しています。来庁もしくは再送付にてお渡ししますので、詳しくは市ホームページを確認するか問い合わせてください。

▼市役所で受け取る場合、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)が必要です。

▼代理人が受け取る場合、対象者と代理人の本人確認書類が必要です。

●問い合わせ 政策企画課

☎2111 内線 471



自由詠 2首1組

▼俳句部門

自由詠 2句1組

○応募資格 18歳以上(高校生は不可)の県内在住者

○応募点数 各部門ともに1人1組

○応募締切 5月24日(金)消印有効

○発表 6月21日(金)に発表し、入賞者に直接通知

○賞 各部門1位～3位に賞状と副賞(図書カード)

○その他

▼応募された原稿は返却しません。

▼応募作品の著作権は柳井市に帰属します。

○応募方法 応募部門名・郵便番号・住所・氏名(フリガナ)・年齢・電話番号を明記し、ハガキまたは電子メールで応募してください。作品中の漢字で特別な読み方を

する場合、フリガナをつけてください(字が読めない場合は無効)。

●問〒742-8714(住所記載不要)

生涯学習・スポーツ推進課内

中央公民館文学祭係

☎2111 内線 332

✉chuokominkan@city-yanai.jp

防災行政無線放送予定

▼4月24日(木) 16:00

市によるJ-アラートの動作確認放送(音声)

▼5月1日(水) 12:30 ごろ

消防署によるサイレン吹鳴テスト

●問い合わせ 危機管理課

☎2111 内線 491



試験

自衛官試験

■医科・歯科幹部

○応募資格 医師・歯科医師の免許取得者

○受付期限 6月6日(木)

○試験日 6月21日(金)

■キャリア採用幹部

○応募資格 大卒以上の人で応募資格に定められた学部・専攻学科等を卒業後、2年以上の業務経験のある人

○受付期限 5月17日(金)

○試験日

▼陸上自衛隊 6月10日(月)

▼海上自衛隊 6月17日(月)

▼航空自衛隊

6月17日(月)～19日(水)

問 自衛隊山口地方協力本部柳井地域事務所 ☎②8199

家庭の水漏れ

修理の連絡は「市指定給水装置工事事業者」へ

給水装置(水道本管から分かれて家庭などに引き込まれている水道のすべての設備)は個人の財産です。道路上の漏水は市で修理を行いますが、民地内の修理費などは所有者の負担となります。修理を依頼するときは市指定給水装置工事事業者にお問い合わせください。事業者は市ホームページで確認してください。



市指定水道工事協同組合は主に道路上の漏水修理を行います。漏水を見つけたときは、水道課または市指定水道工事協同組合へ連絡してください。

道路の漏水を見つけたら

水道修理連絡先

○(月)～(金) / 8:30～17:15

市指定水道工事協同組合

☎ 090-9505-1140

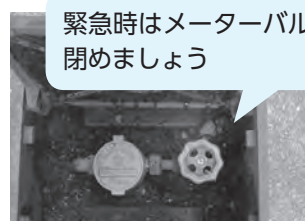
○(土)・(日)・(祝)・夜間

水道課 ☎②2116

(市役所本庁閉庁時連絡先)

◆(土)・(日)・(祝)・夜間に自宅内で漏水が発生した場合、すぐには対応できません。メーターボックス内のバルブを閉めてください。

緊急時はメーターバルブを閉めましょう



地域の手で農地・農業用施設を守ろう

多面的機能支払交付金

農地や農業用施設などの資源を守るため、地域の皆さんが共同で保全活動に取り組むための活動組織を支援します。

■農地維持支払交付金

水路の泥上げや道路の草刈等の活動を支援します。

○交付単価

▼田 3,000円/10a ▼畑 2,000円/10a

■資源向上支払交付金

*取り組みによっては減額されます。

①水路、農道の軽微な補修や景観形成のための植栽などの共同活動を支援します。

○交付単価

▼田 2,400円/10a ▼畑 1,440円/10a

②水路の更新など農業用施設の長寿命化を図るための活動を支援します。

○交付単価

▼田 4,400円/10a ▼畑 2,000円/10a

○活動の手順

▼活動範囲を決め、「活動組織」を作る。

▼活動組織の規約を定めて「事業計画」(原則5年間)を作る。

▼市へ申請書類を提出し、計画の認定を受ける。

○申込期限 6月28日(金)

●申込・問い合わせ

経済建設課 ☎②2111内線 371

中山間地域にお住いの農業者を支援します

中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等で条件不利な農用地の農業生産活動を将来に向け維持するために、集落協定に基づいた活動組織を支援します。

○実施方法 農地を維持するための5年間の集落協定を市と結び、実施する。

○活動事例

①耕作放棄地の発生防止

②若者などの参画による安定的な営農体制づくり

○交付単価

▼田 急傾斜(1/20 以上) 21,000円/10a

緩傾斜(1/100以上) 8,000円/10a

▼畑 急傾斜(15°以上) 11,500円/10a

緩傾斜(8°以上) 3,500円/10a

○申込期限 6月28日(金)

●申込・問い合わせ

農林水産課 ☎②2111内線 350

